



凡 例	
	都市計画区域界
	行政境界
	市街化区域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	用途地域界
	容積率界
	地区計画公園
	都市計画区域外
	地区計画場
	その他の都市施設
	火葬場
	下水道施設
	ごみ焼却場
	汚物処理場
	マリナ区
	漁港地区
	修業厚生港区
	商港地区
	(説明用) 図例 ※利用上必要事項

赤穂郡
上郡町

○西播都市計画区域区分

昭和46年 3月16日	県告示第 361号の7
昭和55年 3月11日	県告示第 538号
昭和60年 7月19日	県告示第1142号
平成 3年 5月10日	県告示第 838号
平成 5年12月14日	県告示第1807号
平成10年 5月29日	県告示第 851号
平成16年 5月14日	県告示第 653号
平成28年 3月29日	県告示第 386号

西暦都部市計用途地	
昭和46年 3月16日	県告示第 361号 〇10
昭和48年 9月25日	県告示第1549号
昭和55年 3月11日	県告示第 540号
昭和58年 3月 8日	県告示第 606号
昭和60年 7月19日	県告示第1146号
昭和63年 3月15日	県告示第 410号
平成 3年 5月10日	市告示第 839号
平成 5年12月14日	市告示第 61号
平成 7年1月1日	市告示第 59号
平成10年 5月29日	市告示第 34号
平成15年 5月17日	市告示第 1号
平成16年 15月 14日	市告示第 49号
平成28年 3月19日	市告示第 31号
令和 8年 1月29日	市告示第 5号

[illegible]

座標系は昭和43年建設省令第359号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図解に表示してある座標値はキロメートル単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は5メートル
本図は平成5年5月作成し2,500図を用いて平成5年10月11,000図に縮小編集トレスした。
平成16年3月修正し2,500図を用いて1:10,000図に縮小編集修正したものである。
令和8年3月修正し2,500図を用いて1:10,000図に縮小編集修正したものである。

1:10,000

この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量標及び測量成果を使用して調整したものである。
(承認番号) 平3. 近公 第 211 号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平成15. 近公 第 73 号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令和 7、近公 第 720 号

計画機関	相 生 市
作業機関	エアロトヨタ株式会社